

參考資料

## 参考資料 1 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第12条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

#### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進

に関する基本的な方針，基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，内閣総理大臣及び関係各大臣に対し，意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し，及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し，必要があると認めるときは，内閣総理大臣及び関係各大臣に対し，意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は，議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は，内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は，会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は，次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから，内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから，内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は，同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち，男女のいずれか一方の議員の数は，同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は，非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は，2年とする。ただし，補欠の議員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は，再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は，その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長に対し，監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出，意見の開陳，説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は，その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは，前項に規定する者以外の者に対しても，必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか，会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は，政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は，公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は，廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は，第21条第1項の規定により置かれた審議会となり，同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は，この法律の施行の日に，第23条第1項の規定により，審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において，その任命されたものとみなされる者の任期は，同条第2項の規定にかかわらず，

同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日  
（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会  
（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

## 参考資料2 男女共同参画基本計画体系図

### 第1部 基本的考え方

#### 1.男女共同参画社会基本法の制定までの経緯

- ・男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
- ・男女共同参画社会基本法の制定

#### 2.男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成

- ・男女共同参画基本計画の考え方
- ・男女共同参画基本計画の構成

### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

#### 1.政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

##### (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
  - ・女性委員の参画状況の定期的な把握等による目標の早期達成
  - ・団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進
  - ・その他の委員等への女性の参画を促進するための取組

- イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
  - ・女性国家公務員の採用・登用等の促進

##### (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

- ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
  - ・都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援
  - ・市町村への取組の普及
- イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
  - ・女性地方公務員の採用・登用等に関する要請
  - ・地方公共団体への情報提供等
  - ・国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮

##### (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

- ・社会的気運の醸成
- ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請
- ・大学等への協力要請

##### (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

- ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
  - ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の具体化
  - ・女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施
- イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
  - ・女性の人材に関するデータベースの充実及びネットワーク化の検討
  - ・女性リーダーの養成

2.男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法識字の強化及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

- ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保
  - ・政策・方針決定過程の透明性の確保

- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施
- ・家族に関する法制の整備
- ・個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討
- ・職場・家庭・地域等における慣行の見直し
- ・多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
- ・多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進
- ・法令や条約の周知等
- ・相談体制の充実
- ・国際化への対応
- ・統計調査等の充実
- ・無償労働の数量的把握の推進

3.雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助

- ア 男女雇用機会均等法の履行確保
  - ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化
  - ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底
  - ・コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底
  - ・個別紛争解決の援助，相談機能の強化
  - ・女子学生の就職問題に関する施策の推進
- イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
  - ・国民的気運の醸成
  - ・企業のポジティブ・アクション取組の促進
- ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討
  - ・実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策等についての幅広い検討
- ・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等
- ・妊娠，出産を理由とする不利益取扱いへの対応の検討
- ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
  - ・情報提供，相談，研修等の拡充
  - ・公共職業訓練等の推進
  - ・労働者の自発的な職業能力開発の推進
  - ・女性の能力の発揮の支援のための調査研究
- イ 再就職に向けた支援
  - ・育児・介護等により退職した者に対する支援



(4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

- ・職業能力開発の積極的展開
- ア パートタイム労働対策の総合的な推進
  - ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び指針の周知・徹底等
  - ・パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底
  - ・パートタイム労働者の雇用の安定
  - ・パートタイム労働者に対する能力開発
- イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
  - ・事業の適正な運営の確保
  - ・派遣労働者の適正な派遣就業の確保
- ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援
  - ・女性起業家に対する支援
  - ・家族従業者の実態把握等
- エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進
  - ・テレワーク・SOHOの普及促進
  - ・在宅勤務等の普及促進
  - ・在宅就業対策の推進
- ・家内労働者の労働条件の改善

4.農山漁村における男女共同参画の確立

(1) あらゆる場における意識と行動の変革

- ・「個」としての主体性の確保
- ・固定的な役割分担意識の是正
- ・社会的な気運の醸成・高揚
- ・調査研究・研修・統計等における取組の充実

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・女性の能力の開発と適正な評価

(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- ・女性の経済的地位の向上
- ・技術・経営管理能力の向上
- ・快適に働くための条件整備

(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- ・主体的な活動を支援する労力調整システムの形成
- ・住みやすく快適な生活環境の整備
- ・交流ネットワークの形成

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

- ・高齢者生活支援体制の整備
- ・高齢者の活動の推進
- ・老後の自立の確保

5.男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

- ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
  - ・保育サービスの整備
  - ・放課後児童対策の充実
  - ・幼稚園における子育て支援の充実
  - ・子育てに関する相談支援体制の整備

- ・子育てのための資産形成の支援
- ・児童虐待への取組の推進
- ・子育てを支援する良質な住宅，居住環境及び道路交通環境の整備
- イ ひとり親家庭等に対する支援の充実
  - ・ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援
- ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
  - ・仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
- イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実
  - ・育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進
  - ・仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実
- ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
  - ・介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
- エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
  - ・企業の子育て・介護支援の取組に対する評価
  - ・地域の子育て・介護支援体制の整備
  - ・育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供
- ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
  - ・男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発
  - ・家庭教育に関する学習機会の充実
  - ・父親の家庭教育参加の支援・促進
- イ 地域社会への男女の共同参画の促進
  - ・地域社会活動への参画促進
  - ・地域の教育力の再生
  - ・消費者教育の推進・支援
  - ・環境保全活動への参画の支援
  - ・ボランティア活動等の参加促進のための環境整備
  - ・NPO等の活動への参画促進のための環境整備
- ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備
  - ・労働時間の短縮
  - ・フレックスタイム制等の普及促進
  - ・勤労者リフレッシュ対策

6.高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
  - ア 介護保険制度の着実な実施
    - ・介護保険制度の着実な実施
  - イ 高齢者保健福祉施策の推進
    - ・介護サービス基盤の整備
    - ・介護予防・生活支援のための取組

- ・利用者保護と信頼できる介護サービスの育成
- ウ 介護に係る人材の確保
  - ・高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進
  - ・介護分野における良好な雇用機会の創出の促進
- (2) 高齢期の所得保障
  - ・公的年金制度の安定的な運営
  - ・企業年金等の充実
  - ・自助努力による資産形成等の促進
- (3) 高齢者の社会参画の促進
  - ・定年の引上げ，継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等
  - ・学習機会の整備等
  - ・高齢者の社会参加活動の促進
  - ・高齢者のスポーツ，レクリエーション活動の支援
  - ・広報・啓発活動の推進
- (4) 障害のある者への配慮の重視
  - ・総合的な障害者施策の推進
- (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備
  - ・高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

7.女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
  - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
    - ・国民の意識啓発
  - イ 体制整備
    - ・相談・カウンセリング対策の充実
    - ・研修・人材確保
    - ・厳正かつ適切な対処の推進
    - ・関係機関の連携の促進
    - ・法的対応
  - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
    - ・安全・安心まちづくりの推進
    - ・防犯対策の強化
    - ・有害環境の浄化対策の推進
  - エ 女性に対する暴力に関する調査研究
    - ・被害の実態把握
    - ・加害者の研究
- (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
  - ア 関係機関の取組及び連携の推進
    - ・関係機関の取組
    - ・関係機関の連携
  - イ 相談体制の充実
    - ・相談体制の充実
  - ウ 被害者の保護・自立支援
    - ・緊急一時保護
    - ・自立支援
  - エ 暴力行為への厳正な対処等
    - ・暴力行為からの安全の確保
    - ・被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進

(3) 性犯罪への対策の推進

- ア 性犯罪への厳正な対処
  - ・関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進
  - ・性犯罪捜査体制の整備，性犯罪捜査員の育成
  - ・性犯罪の潜在化防止に向けた取組
- イ 被害者への配慮
  - ・指定被害者支援要員制度の効果的運用
  - ・被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
  - ・関係機関との連携の推進
  - ・被害少女に対する支援活動の推進
  - ・被害者連絡等の推進

(4) 売買春への対策の推進

- ア 売買春の取締りの強化，売買春からの女性の保護，社会復帰支援
  - ・売買春の根絶に向けた取締りの強化等
  - ・社会復帰支援の充実
  - ・売買春からの女性保護
- イ 児童買春に対する対策の推進
  - ・児童買春の根絶に向けた取締りの強化
  - ・相談体制の充実
- ウ 国際的動向への対応
  - ・国際的動向への対応

(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
  - ・企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策
  - ・国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策
- イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
  - ・教育等の場における対策

(6) ストーカー行為等への対策の推進

- ア ストーカー行為等への厳正な対処
  - ・ストーカー行為等への厳正な対処
- イ 被害者の支援及び防犯対策
  - ・被害者の支援及び防犯対策

8.生涯を通じた女性の健康支援

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

- ・女性の健康問題への取組についての気運の醸成
- ・学校における性教育の充実
- ・性に関する学習機会の充実

(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

- ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
  - ・女性の健康保持のための事業等の充実
  - ・健康教育の推進
- イ 妊娠・出産期における女性の健康支援

(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供
- ・不妊専門相談サービス等の充実
- ・周産期医療の充実
- ・女性の主体的な避妊のための知識等の普及
- ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
  - ・成人期、高齢期の健康づくりの支援
  - ・子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進
  - ・女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ア HIV／エイズ、性感染症対策
  - ・予防から治療までの総合的なHIV／エイズ対策の推進
  - ・性感染症対策の推進
  - ・学校におけるHIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進
- イ 薬物乱用対策の推進
  - ・乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶
  - ・少女による薬物乱用対策の推進
  - ・薬物乱用防止教育の充実
  - ・薬物乱用を許さない社会環境の形成

9.メディアにおける女性の人権の尊重

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

- ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
  - ・メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援
  - ・性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
  - ・児童を対象とする性・暴力表現の根絶
  - ・地域の環境浄化のための啓発活動の推進
  - ・メディアにおける男女共同参画の推進
- イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
  - ・現行法令の適用による取締りの強化
  - ・インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発、普及
  - ・接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進
  - ・自主ガイドラインの策定の支援等
  - ・インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討
- ウ メディア・リテラシーの向上
  - ・メディア・リテラシー向上のための広報・啓発
  - ・情報教育の推進

(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

- ・男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定，浸透
- ・ガイドラインの他の機関への啓発

10.男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 男女平等を推進する教育・学習

- ア 初等中等教育の充実
  - ・学校教育全体を通じた指導の充実等
  - ・家庭科教育の充実
- イ 高等教育の充実
  - ・高等教育機関における男女共同参画の推進
  - ・奨学金制度の充実
- ウ 社会教育の推進
  - ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
  - ・男女共同参画に関する学習機会の提供
  - ・固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育についての調査研究の充実
- エ 教育関係者の意識啓発
  - ・教職員の男女共同参画に関する理解の促進
  - ・社会教育関係者の意識啓発
- オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
  - ・高等教育及び社会教育における女性学等の振興
  - ・日本学術会議におけるジェンダーに関する検討

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ア 生涯学習の推進
  - ・リカレント教育の推進
  - ・放送大学の整備等
  - ・学校施設の開放促進等
  - ・青少年の体験活動等の充実
  - ・民間教育事業との連携
  - ・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進
  - ・現代的課題に関する学習機会の充実
  - ・学習成果の適切な評価
- イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
  - ・女性の生涯にわたる学習機会の充実
  - ・女性の能力開発の促進
  - ・女性の学習グループの支援
  - ・国立女性教育会館の事業の充実等
- ウ 進路・就職指導の充実
  - ・進路指導の充実
  - ・女子高生，女子学生に対する職業意識の醸成，意識啓発の実施
  - ・就職指導の充実
  - ・各経済団体等への協力要請

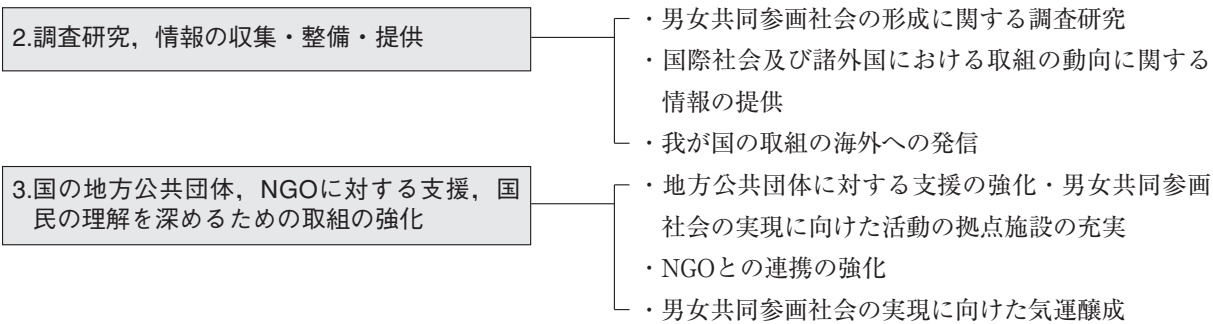
11.地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
  - ・女子差別撤廃条約等の積極的遵守
  - ・未締結の条約に関する検討
  - ・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進
- (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
  - ア 国連の諸活動への協力
    - ・国連の諸活動への協力
  - イ WID/ジェンダーの推進
    - ・WIDイニシアティブの推進
    - ・WID推進体制の充実
    - ・NGO等との連携・協力の強化
  - ウ 女性の平和への貢献
    - ・平和を推進する国際機関等への貢献
  - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
    - ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
  - オ 国際交流・協力の推進
    - ・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
    - ・環境問題に関する国際協力等の取組の推進
    - ・女性の教育分野における国際交流・協力の支援

第3部 計画の推進

1.国内本部機構の組織・機能強化

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
  - ・男女共同参画会議の機能発揮
  - ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
  - ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等
  - ・施策の総合的推進，フォローアップ等
  - ・年次報告等の作成
  - ・行政職員の研修機会等の充実
  - ・国際機関，諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
  - ・内閣府男女共同参画局の機能発揮
  - ・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
  - ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
  - ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等
  - ・苦情の処理等のための，行政相談委員，人権擁護委員等の積極的活用





### 参考資料3 男女共同参画会議議員名簿（平成14年4月現在）

議長	福田 康 夫	内閣官房長官
議員	片山 虎之助	総務大臣
同	森山 真 弓	法務大臣
同	川口 順 子	外務大臣
同	塩川 正十郎	財務大臣
同	遠山 敦 子	文部科学大臣
同	坂口 力	厚生労働大臣
同	武部 勤	農林水産大臣
同	平沼 赳 夫	経済産業大臣
同	扇 千 景	国土交通大臣
同	大木 浩	環境大臣
同	中谷 元	防衛庁長官
同	村井 仁	国家公安委員会委員長
同	猪口 邦 子	上智大学教授
同	岩 男 壽美子	武蔵工業大学教授、慶應義塾大学名誉教授
同	神田 道 子	東洋大学長
同	小島 明	日本経済新聞社常務取締役・論説主幹兼国際担当
同	佐々木 誠 造	青森市長
同	住田 裕 子	弁護士
同	橘木 俊 詔	京都大学経済研究所教授
同	林 誠 子	日本労働組合総連合会副事務局長
同	原 ひろ子	放送大学教授、お茶の水女子大学名誉教授
同	福原 義 春	(株)資生堂名誉会長
同	古橋 源六郎	(財)ソルト・サイエンス研究財団理事長
同	山口 みつ子	(財)市川房枝記念会常務理事

## 参考資料 4 男女共同参画会議における決定等

### 1 仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月6日閣議決定）

以下の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までに実施する。

これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する。

なお、実施に当たっては、子どものしあわせを第一に考え、そのためにも、保育、小児医療、教育等の関係者の意見を十分聴きながら、実施することとする。

#### I. 両立ライフへ職場改革

##### 1 基本方針

- (1) 各企業が、仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制などに一層積極的に取り組む。そのため、政府としても各種支援・要請を行うとともに、税務上も円滑な対応に努める。
- (2) 育児休業制度ならびに出産休暇の十分な活用を求める。とりわけ男性の育児休業取得を奨励するとともに、父親の出産休暇の全員取得をめざす。（「父親の産休5日間」）
- (3) 企業の両立指標を開発・公表する。また、各企業に両立支援の風土を育てるため、経営者や幹部の研修を推進する。
- (4) 労働契約の形式上期間雇用者であっても、実質上期間の定めなく雇用されている者については、育児休業の対象となることを明確化する。

##### 2 具体的目標・施策

- (1) 各企業等の取組に対する支援
  - 事業主が、所定外労働時間の削減を図り、また、フレックスタイム制や短時間勤務等を導入できるよう積極的に支援を行う。
  - 待遇面や仕事の内容は正社員と同じで勤務形態が短い、短時間正社員の制度について制度導入を支援する。
  - 企業の両立支援への取組にかかる福利厚生費については、損金に算入する。
  - 女性のキャリアプランの確立の支援に努める。
  - 求人年齢制限緩和に向けた取組を促進する。
- (2) 育児休業制度と出産休暇の十分な活用
  - 育児休業制度の広報を一層積極的に行い、男性の育児休業取得を奨励する。また、配偶者の出産時における父親の出産休暇について、育児休業の制度を活用して取得が可能であることを広くPRする。
- (3) 企業の評価・研修
  - 企業の両立指標の開発に着手し、できるだけ早く結果を公表する。
  - 各企業のトップや幹部に対して、両立支援の風土を育てるための事業・研修を実施する。
- (4) 期間雇用者への対応
  - 事実上期間の定めなく雇用されている者が、育児休業を取得しやすくなるような指針を策定する。

#### II. 待機児童ゼロ作戦 ―最小コストで最良・最大のサービスを―

##### 1 基本方針

- (1) 待機児童の解消をめざし、潜在的な需要を含め、達成数値目標及び期限を定めて実現を図る。特に、

待機児童の多い都市の保育施設を重点整備する。

- (2) 保育の拡充は公立及び社会福祉法人立を基盤としつつ、さらに、民間活力を導入し公設民営型など多様化を図る。また、自治体等の適正な基準を満たした施設の設置は迅速に行う。
- (3) 学校の空き教室など利用可能な公共施設は保育のために弾力的に活用する。また、駅など便利な拠点施設を保育に活用するための支援や助成を行う。

## 2 具体的目標・施策

### ●待機児童ゼロ作戦

保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在を含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い都市を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図る。施設の運営は民間を極力活用し、最小コストでの実現を図る。

- 新設保育所については、学校の空き教室等の既存の公的施設や民間施設を活用して社会福祉法人、企業、NPO等をはじめ民営で行うことを基本とする。
- 上記民営保育所の整備を促進するため、引き続き会計処理の柔軟化を進めるとともに、公有財産の利用等の環境整備を行う。また、待機児童のいる市町村は公設民営保育所整備計画の策定に努める。
- 保育所の定員の弾力化や設置基準の緩和、保育所・保育施設を併設した各種施設を増やすための支援を行うとともに、地方公共団体は基準を満たした保育所の設置認可を迅速に行なう。

## Ⅲ. 多様で良質な保育サービスを

### 1 基本方針

- (1) 病院や診療所における病児・病後児保育及び保育所における病後児保育を一層推進するとともに、延長保育や入園時期の弾力化、育児休業中の上の子の受け入れなどの柔軟な受け入れを実現する。
- (2) 民営型保育所の参入による多様できめ細かなサービスの展開や公立保育所の終業時間後の民間による補足サービスなど、民間の資源も活用した良質なサービスを供給し選択の幅を拡大する。
- (3) 保育や育児に関連する各自治体の創意工夫を奨励し、各種モデル事業に対し財政的措置を講じる。また、好事例に関して情報ネットワークを通じて広く紹介する。
- (4) 利用者が保育内容を十分把握できるよう、現行法令に基づき経営主体に対して十分な情報開示を義務づける。また、地域の育児に関する情報を各地域の実情に応じて利用しやすい形で提供する。

### 2 具体的目標・施策

#### (1) 保育所等のサービスの多様化

- 病児、病後児保育を推進するため、市町村は必要な地域全てにおいて、関係者間の協議をすすめる。
- 現在17%の公営保育所における延長保育の民営なみ（62%）の実施をめざし、一時保育、休日保育等多様なサービスの実施の倍増以上をめざす。また、公営保育所における民営での延長サービスの実施など、必要に応じて公と民が協力してサービスを実施する。

#### (2) 地域の実情に応じた取組の推進

- 駅前や商店街等における各種保育サービスや郊外の保育所への送迎サービスの提供等、地域の実情に応じた保育を発展させるため必要な助成を行い、地域に即した取組を促進するため、特に重点地区でのモデル事業を支援する。

#### (3) 保育に関する情報の提供

- 保育に関する各自治体の好事例について広く情報提供する。
- i-子育てネット等を活用し、提供される保育サービスに関する内容・第三者評価や各種子育て支援情

報をユーザーの立場に立った、わかりやすい形で情報提供する。

#### IV. 必要な地域すべてに放課後児童対策を

##### 1 基本方針

- (1) 大都市周辺部の放課後児童対策が必要な全ての地域で学校・児童館等に学童のための居場所を確保し、時間的にも保育所と同等のレベルを確保しつつ、ニーズに応じた弾力的な放課後児童対策を推進する。
- (2) 運営は公的な責任の下に民間の活用を図り、豊富な経験をもった地域のさまざまな人材を活用する。

##### 2 具体的目標・施策

###### (1) 放課後の居場所拡充計画

- 放課後児童クラブや地域の全ての児童に居場所を確保する事業などの放課後児童の受け入れ体制を大都市周辺部を中心に整備し、平成16年度までに、全国で15000箇所とする。受け入れ体制の整備に当たっては、公的施設を活用するとともに、運営は民間主体を極力活用し、最小コストでの最大のサービスの実現を図る。
- 放課後児童対策のための施設の新設に当たっては、学校の空き教室など、利用可能な施設を利用し、公設民営方式等による柔軟な運営を推進するとともに、高齢者等の地域の人材を活用することを基本とする。
- 市町村は、民間主体やコンペ方式などを活用し、子どもの発育に役立つプログラムを提案してもらい、内容においても適切な実施を確保する。

###### (2) 情報の提供

- 施設に関する必要な情報について、ユーザーの立場に立った、わかりやすい形での提供を行う。

#### V. 地域こぞって子育てを

##### 1 基本方針

- (1) ファミリー・サポート・センターを整備するとともに、良質なベビーシッターの紹介や保育ママの支援など、地域の実情に応じた多様な家族支援サービスを充実させる。
- (2) 幼稚園における子育て支援を充実するとともに、学生や生徒が男女共同参画社会の担い手として子育て支援を体験するボランティア活動の機会を作る。
- (3) 保育所等が組み込まれた職住近接のまちづくりを促進するため、保育所を組み込んだまちづくりを行うとともに、都市近郊からの都心居住を促進する。

##### 2 具体的目標・施策

###### (1) 家族支援サービスの充実

- ファミリー・サポート・センターについて、必要な整備を進める。
- 良質なベビーシッター探しを支援するとともに、保育ママについてバックアップ体制を確立するなど推進する。
- 親に対する子育て支援サービス（子育て学習や相談体制の整備など）を充実させる。

###### (2) 幼稚園における子育て支援の充実

- 希望のあるすべての幼稚園で「預かり保育」を実施できるよう推進する。
- 幼稚園における総合的な子育て支援活動（子育て相談や保護者の交流のための場の提供など）を推進する。

###### (3) 地域における多様な子育て支援の充実

- 地域の多様な人材を子育て支援に活用する仕組みづくりを進める。
  - 保育所や放課後児童の受け入れの現場体験を地域における学生・生徒の体験活動の大きな柱として位置付ける。
- (4) 職住近接のまちづくりの促進
- 若い親が居住できる、良質な賃貸住宅の供給を都心部において促進するとともに、利便性の高い場所での保育所等の立地を支援する。

## 2 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行に向けた意見 (平成13年10月3日男女共同参画会議決定)

男女共同参画会議は、平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を円滑に施行することが男女共同参画社会の形成の促進に関して重要であると考え、男女共同参画社会基本法第22条第3号の規定に基づき、関係各大臣に対し、以下の意見を述べるものである。

### 1 総論

配偶者からの暴力は犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済は必ずしも十分には行われてこなかった。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が対象とする被害者は、その性別を問わないが、被害者の多くは女性である。多くの女性が重大な人権侵害である暴力の被害を受けている状況においては、男女共同参画社会の実現は困難である。

この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とするものである。

官民を問わず、関係者が力を合わせ、この法律がより円滑に施行されるよう最善の努力を行うことが求められている。

#### ●関係府省庁の取組状況●

- 平成12年12月に策定した男女共同参画基本計画に「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」を盛り込み、この基本計画に沿った各種取組を推進（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）。
- 専門家を招いて勉強会を開催（内閣府、厚生労働省）。
- 担当者が、民間シェルター等、被害女性保護の現場を往訪（内閣府、厚生労働省）。
- 平成11年12月16日に発出した「女性・子どもを守る施策実施要綱」に沿って、夫から妻に対する暴力等に対して、刑罰法令に抵触する事案については、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に触れない事案についても、事案に応じて、適切な自衛策・対応策を教示するなど、必要な措置を講じるよう都道府県警察に徹底（警察庁）。
- 検察庁は、警察から送致を受けた配偶者からの暴力事件の処理に当たって、配偶者からの暴力の特性を考慮（法務省）。
- 平成13年4月1日、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課内に虐待防止対策室を設置し、女性保護専門官を配置（厚生労働省）。

## (1) 法律の円滑な施行に向けて

### ア 行政機関の取組姿勢

この法律の基本が被害を受けた人の支援にあることを前提として、取り組むことが必要である。

そして、被害者の支援に当たっては、以下の認識が必要である。

- 配偶者からの暴力は、女性に対する著しい人権侵害であるにもかかわらず、男性の暴力に寛容な社会構造から、これまで、被害に対する社会の対応が不十分であったこと。
- 被害者への支援の基本は、当事者が問題解決の主体であり、周囲はそれを支援するということ。
- 被害を受けた当事者の人間としての尊厳を尊重し、エンパワーメント（社会的、経済的基盤を固め、自己を尊重し決定する力を付けていくこと）の視点を持つこと。
- 夫をかばう、家庭の恥だと思い被害を隠す、警察への通報などをためらう、何とか夫を立ち直らせようと思うなどといったことは、配偶者からの暴力の被害者によく見られる現象であること。

これら配偶者からの暴力に関する問題については、地方公共団体が果たす役割が大きくなっているが、その施策については、地方公共団体の首長の理解度が大きく影響してくる。そこで、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの場を活用し、配偶者からの暴力に関する施策の推進について、説明することが必要である（内閣府）。

### イ 法律の対象

法律が対象とする被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）も当然含まれていることにも留意することが必要である。

## (2) 都道府県、市町村に対する要請

都道府県、市町村に対し、以下のことを要請する。

- 関係職員においては、加害者に犯罪意識が希薄である、放置すれば行為が繰り返され、更にエスカレートすることが多い、家庭内で行われるので外部から発見が困難であるといった配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に立った取組を実施する。
- 法律が対象とする被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）も当然含まれていることにも十分留意する。
- 配偶者からの暴力の被害者支援は都道府県のみが行う業務ではない。現在、民間シェルター等に対して財政的援助を行うなどの積極的な取組を実施している市町村はそれを一層拡充し、他の市町村においても、地域の実情に応じ、同様の取組を進めるよう努める。

## 2 配偶者暴力相談支援センター等

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の機能を果たすこととなっている（この部分の施行は平成14年4月1日）。

支援センターにおいては、被害者の相談やカウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報の提供などの業務を行っていく。

このうち一時保護については、婦人相談所が自ら行う、又は婦人相談所が一定の基準を満たす施設に委託して行うこととなっているなど、支援センターにおいて婦人相談所が果たす役割は重要である。

平成14年4月1日の施行に向けて、関係府省庁、都道府県において準備が進められている。

●関係府省庁の取組状況●

- 平成13年7月9日、全都道府県警察において、地方自治体、司法関係者、医療関係者、民間団体等で構成される被害者支援連絡協議会を通じて情報交換を活発化させるなどにより、関係機関との連携を強化するよう示達（警察庁）。
- 民間シェルター18か所についての実地調査及び書面調査並びにパブリックコメント（平成13年6月）を実施し、その結果も踏まえ、一時保護の委託基準を策定。7月23日、厚生労働大臣告示として官報に掲載（厚生労働省）。

(1) 法律の円滑な施行に向けて

ア 関係施設の体制整備（内閣府、厚生労働省）

まずは、都道府県において、支援センターの機能を果たす施設を指定することが重要である。そのため、各都道府県がどの施設において支援センターの役割を果たそうとしているのかについて調査し、施設の指定について適切な情報提供を行うことが必要である。

その上で、支援センターの機能を果たす予定の各施設に対し、被害者を適切に支援するための相談体制を充実させるなど、法律施行に向けた準備に努めるよう要請する必要がある。

また、都道府県の婦人相談所や婦人保護施設において、被害者の心のケアの取組を強化することが重要である。婦人相談所や婦人保護施設の中には、設備においても著しく老朽化が進んでいるものや、同伴者への対応が困難である施設がある。被害者の保護を適切に行うため、都道府県における婦人相談所や婦人保護施設の改善を促し、支援することが必要である。

さらに、加害者が、被害者の居所を探すため、支援センターに乗り込んできたり、相談者を装って施設内に入ってくることも十分考えられることから、都道府県の支援センターに必要な警備体制を確立できるよう、施策を推進することが必要である。

イ 関係資料の整備（内閣府）

都道府県、市町村の窓口の職員が、これまでに発出された配偶者からの暴力に関する国の通達等の内容を知らないことにより、相談者等に対し、不適切な対応を採ることがないよう、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省等の関係府省庁から発出された配偶者からの暴力に関する通達等について、必要に応じ、分かりやすく整理した上で、都道府県、市町村の窓口へ配付することが必要である。

ウ 関係機関の連携

(ア) 国レベルでの連携（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）

法律は内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっていることから、まず、国レベルにおいて連携を図ることが必要である。内閣府が中心となって関係府省庁が連携を深め、それぞれの府省庁が所掌する各機関が、法律の施行に当たりどのような役割を担うのかについて、共通認識を持つことが必要である。

(イ) 支援センターとなる施設間の連携（内閣府）

幅広く社会資源を利用するという法律の趣旨にかんがみれば、都道府県が地域の実情に応じて複数の施設において支援センターの機能を果たすことも十分考えられる。

都道府県が、複数の施設において支援センターの機能を果たすこととした場合、その中で、中心となって業務をまとめる施設がなければ、それぞれの施設が、連携なしに支援センターの業務を行うこととなり、被害者をたらい回しにし、二次的被害を与えることにもなりかねない。したがって、支援センターの機能を果たす都道府県内の複数の施設の連携の中心となる施設を必ず1か所指定することが求められ、各都道府県に対し、このことを要請することが必要である。

### (ウ) 支援センターと関係機関、団体等との連携（内閣府）

警察、人権擁護機関、福祉関係施設、市町村の相談窓口等、被害者の保護に関係する機関は、支援センター以外にも存在する。多様な事情を抱えた被害者に対し、適切な措置を講じるためには、支援センターとなる施設間のみならず、これら関係機関と実質的な連携を図らなければならない。また、配偶者からの暴力の問題については、先駆的に取り組んでいる民間団体もいくつか存在し、この問題に熱心に取り組む弁護士等の専門家も多い。これら民間団体等と支援センターの連携も大変重要である。

したがって、都道府県に対し、関係機関、団体等の連携についてのモデルを示すとともに、適切にネットワーク作りが行われている都道府県の情報に他の都道府県に提供するなどの方法で、連携の在るべき姿について、十分な説明を行う必要がある。

### (エ) 都道府県間の連携（内閣府、厚生労働省）

被害者が住居地付近の支援センターに逃げ込んだとしても、加害者に容易に居所を突き止められる場合もある。このような場合は、加害者の追跡から逃れるため、被害者を他府県において保護する、いわゆる広域措置も積極的に行っていかなければならない。その前提としては、被害者保護に関し、全国的に一定水準のサービスが提供されることが重要である。

したがって、全国連絡会議を定期的で開催するなど、支援センターの地域間格差を解消するための施策を推進することが必要となる。

また、被害者の支援に関し、他府県にどのような関係機関、団体等が存在するか不明であれば、都道府県間の連携は困難であることから、これらの情報を関係機関、団体等で共有できるよう、情報を提供することが必要である。

## (2) 都道府県、市町村に対する要請

### ア 担当部局、支援センターの明確化

都道府県の責任体制を明確にするため、以下のことを要請する。

- 支援センター業務を円滑に行うためには、その業務を取りまとめる部局が必要となる。したがって、都道府県においては、取りまとめ部局を早急に決定し、その部局が中心となって、各種施策を推進する。
- 被害者にとっても、最も大きな関心事であることから、各都道府県においては、早急に支援センターの役割を果たす施設を指定し、各種媒体を通じて広く一般に広報する。

### イ 関係施設の体制整備

都道府県の関係施設の体制整備について、以下のことを要請する。

- 支援センターの機能を果たす予定の各施設においては、勤務時間内はもとより、休日、夜間にも適切に被害者の相談等に対応できるよう、職員体制の整備に努める。
- 支援センターとなることが想定されている各施設に配置された職員については、各種研修の機会を通じて、資質の向上を図り、的確に相談等に応じられるようにする。
- 都道府県においては、老朽化した婦人相談所や婦人保護施設の施設整備等に向けて最善を尽くす。
- 加害者の追跡に備え、警備体制を確保するための措置を適切に講じる。

### ウ 関係機関の連携

都道府県における関係機関の連携について、以下のことを要請する。

- 都道府県内に複数の支援センターができた場合、支援センター内の連携の中心となる機関を必ず1つ指定する。
- 支援センターは、市町村や民間団体等を含む関係機関、団体と実質的に連携を図り、被害者の円滑な保護に努める。
- 被害者がどの関係機関に相談しても、適切な施設等を紹介されるよう、関係機関との連絡体制を構築する。



- 弁護士や医師等の専門家との連携体制を整える。
- 関係機関相互のネットワークは、方針策定・調整レベルと実務レベルの二段階構成で形成する。

### 3 医療関係者による通報・情報提供

医師その他の医療関係者は、配偶者からの暴力による傷病者を発見した場合は、その者の意思を尊重しつつ、支援センター又は警察官に通報することができることとなっている。この場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は適用されないこととなっている。

家庭内で行われることが多い配偶者からの暴力は、発見するのが困難な上、被害者も様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられる。被害者保護のための情報を広く求めるため、法律は、このように規定している。

また、医師その他の医療関係者は、配偶者からの暴力による傷病者に対し、支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならないこととなっている。

#### ●関係府省庁の取組状況●

- 日本医師会等に対し、法律の趣旨及び概要等について説明（厚生労働省）。

#### (1) 法律の円滑な施行に向けて

##### ア 法律内容等の周知（内閣府、厚生労働省）

医療関係者が、この法律の趣旨等を認識することが、積極的な通報や情報提供がなされるための前提として重要である。したがって、まずは、医療関係者に対し、行政機関だけでなく日本医師会等の医療関係者の団体を通じて、配偶者からの暴力の実態や法律そのものの存在を知らせていくことから始めることが必要である。

##### イ 通報（内閣府、厚生労働省）

医療関係者は、配偶者からの暴力の被害を発見する機会も多いことから、通報することの意義や被害者の意思の尊重等について理解してもらえるよう、分かりやすく周知することが必要となる。周知に当たっては、行政機関だけでなく、医療関係者の団体にも協力を依頼し、日本医師会等を通じて、医療関係者に周知徹底する必要がある。

##### ウ 情報の提供（内閣府、厚生労働省）

通報するか否かとは関わりなく、配偶者からの暴力を受けたと思われる者が患者として来た場合は、その患者に、近くの相談機関の連絡先等に関する具体的情報を提供することによって、被害者が相談機関に相談に行く契機をつくることが重要であり、医療関係者に対し、行政機関だけでなく日本医師会等を通じてこうした情報を周知することが必要となる。周知に当たっては、医療関係者が、近くの相談機関の連絡先等を記載した、加害者に気付かれぬような小さな紙片などを被害者に手渡すなど、有効な方法について示唆することも重要である。

#### (2) 都道府県、市町村に対する要請

都道府県、市町村に対し、以下のことを要請する。

- 医療関係者の団体を通じ、また、直接、医療関係者に対して、配偶者からの暴力や法律の内容について簡単に説明したパンフレットを配付するなどにより、日頃から緊密な連携を図るとともに、配偶者からの暴力についての理解を深めてもらうよう努める。

#### 4 保護命令

被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、6か月間の被害者への接近禁止や2週間の住居からの退去を命令する制度が新設された。

命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という重い刑罰が科されることとなる。

法律には、保護命令事件に関して、速やかに裁判をする旨の規定が置かれている。

また、この保護命令の制度においては、申立書中に支援センター職員又は警察職員に対して保護等を求めた事実の記載がある場合には、裁判所がこれらに対し、相談内容等を記載した書面の提出を求めるものとするなど、裁判の資料が速やかに整えられるようにし、保護命令の迅速な裁判に資するための工夫がなされている。

※なお、平成14年3月31日までの間に被害者が婦人相談所に対して行った相談等については、裁判所への書面提出等の保護命令制度における支援センターの役割は、婦人相談所が担うこととなっている。

#### ●関係府省庁の取組状況●

- 裁判所に提出する相談内容等を記載した書面の統一様式を定め、平成13年7月9日、全国警察に示達（警察庁）。
- 管轄区域内に公証人のいない法務局及び地方法務局の支局において、法務事務官に宣誓供述書の認証を行わせるべく、法務大臣が法律第20条の指定を施行日までにを行う予定（法務省）。  
※公証人は、申立人が作成した書類を認証するのみで、その場で、供述書を作成することはない。
- 裁判所に提出する相談内容等を記載した書面の統一様式について、都道府県の意見等も照会し、作成中（厚生労働省）。

#### 【参考】

- 法律第22条に定められている最高裁判所規則「配偶者暴力に関する保護命令手続規則」を制定し、平成13年7月27日、官報公布（最高裁判所）。

#### (1) 法律の円滑な施行に向けて（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）

保護命令は、裁判官が発出する命令であり、司法の分野における制度であるが、行政は、保護命令の発出のための書面の提出や発出後の通知が円滑に行われるよう、司法と緊密に連携を図り、被害者の保護が的確に行われるよう努めることが必要である。

#### (2) 都道府県、市町村に対する要請

都道府県に対し、保護命令に関して以下のことを要請する。

- 保護命令は地方裁判所に申立てを行い、裁判所の求めに応じ、支援センター又は警察は、裁判所に相談内容に関する書面を提出することとなっていることから、保護命令の申立てやその後の手続を円滑に進めるため、支援センター、警察は、地方裁判所と緊密な連携を図り、被害者の保護が的確に行われるよう努める。
- 被害者による申立てについて適切に助言を行ったり、裁判所への書面の提出を速やかに行うなど、保護命令の迅速な裁判に資するよう、各種手続等について、関係者への周知徹底を図る。

#### (3) 裁判所に対する期待

裁判所に対し、保護命令に関して以下のことを期待する。

- 各種研修に配偶者からの暴力に関する問題を積極的に取り入れ、裁判官を始めとする裁判所職員に、配偶者からの暴力の特性等が正しく理解されるよう努める。
- 保護命令を申し立てる被害者は、配偶者からの暴力の危害が差し迫った状態にある者と思われる。裁判に日数がかかることによって、申立人が重大な危害を被る可能性がますます増大していることから、「速やかに裁判をするものとする。」との法律の規定を踏まえ、この実現に努める。
- 審尋期日等に申立人が裁判所に出頭する場合などにおいて、加害者が被害者に対し暴力を振るう可能性もあることから、被害者と加害者が不用意に顔を合わせないように、特段の注意を払う。

## 5 職務関係者に対する研修

法律の施行に当たっては、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者が、配偶者からの暴力の実態、特性等について、十分理解した上で職務を遂行する必要がある。職務関係者の対応によっては、被害者が二次的被害を受けることもあり、こうした意味でも研修は重要である。

このような認識の下、現在、関係府省庁において、都道府県の担当者等に対し、配偶者からの暴力の実態、特性等や法律の内容等についての研修等が進められている。

### ●関係府省庁の取組状況●

- 平成13年4月25日、都道府県等の男女共同参画担当者を集め、法律の制定経緯や内容について説明（内閣府）。
- 職務関係者に対する基礎的研修用教材を作成する予定（内閣府）。
- 被害者の対応に当たる関係機関の連絡先等の情報、対応に役立つ国の取組や法律の情報等のデータベースを作成し、インターネットを通じて関係者に提供する情報提供事業を創設する予定（内閣府）。
- 警察官の採用時や昇任時の研修内容に配偶者からの暴力の問題を追加（警察庁）。
- 平成13年7月9日に、各都道府県警察に対して通達「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行を踏まえた配偶者からの暴力事案への適切な対応について」を示達（警察庁）。
- 平成13年7月9日に全国の担当者を集め、通達の内容について説明（警察庁）。
- 配偶者からの暴力に係る相談等の担当者に対する実務研修を実施（警察庁）。
- 全警察官に対し、法律を踏まえた配偶者からの暴力への対応について分かりやすく説明した執務資料を配付（警察庁）。
- 法務総合研究所や矯正研修所において、検察官、検察事務官、矯正官署の職員、保護官署の職員に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する研修を実施（法務省）。
- 法務局、地方法務局、日本公証人連合会を通じて、公証人に対し、法律の趣旨等について周知徹底（法務省）。
- 平成13年5月23日、全国婦人保護主管課長・全国婦人相談所長合同会議を開催し、法律内容等について説明するとともに、グループディスカッションを行い、都道府県間の情報交換に役立てた。9月4日にも同会議を開催し、その際に、ドメスティック・バイオレンスの特性と被害者の理解について研修を実施（厚生労働省）。

#### 【参考】

- 各地方裁判所や研修所などにおいて、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、保護命令手続に関する研修を実施予定（最高裁判所）。

## (1) 法律の円滑な施行に向けて

### ア 研修の対象（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）

配偶者からの暴力にかかわりのある者については、広く研修を行うべきである。例えば、支援センターの機能を果たす施設の職員、警察職員、検察職員、裁判所職員、弁護士、公証人、法務局職員、人権擁護委員、行政相談委員、医療関係者、福祉事務所職員については、研修が必要である。また、関係機関の業務の方向性に大きな影響を与える責任ある立場の者については、特に研修が必要となる。

実際に被害者の相談に当たる職務関係者については、重点的に掘り下げた研修を行い、それ以外の職務関係者については、最低限の情報を提供するなど、研修の対象に応じた実効性のある研修を行うことが必要である。

なお、研修は、職務関係者それぞれを所管する府省庁において、計画的に実施することとするが、国がすべての職務関係者に対して、きめ細かな研修を継続的に行うことは困難であることから、都道府県、市町村において研修を行うことも必要となる。そのためには、都道府県、市町村において研修を実施できる職員の育成を図ることが必要である。

### イ 研修方法（内閣府）

研修の方法が地域によって大きく異なっていれば、それぞれの地域における取組内容に格差が生じることとなる。したがって、国において、共通の研修モデルプランを作成し、地域によって研修方法等に差が生じないように配慮することが必要である。研修モデルプランの作成に当たっては、被害者保護に携わる民間団体等の意見を参考にすることが有効である。

### ウ 講師（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）

民間団体等において被害者保護に実際に携わった経験を有する人の話を聞くことは、配偶者からの暴力について理解する上で大変意義深い。関係府省庁で研修を実施するに当たっては、研究者や弁護士などの専門家だけでなく、これらの保護業務経験者を研修の講師とすることが有効である。

### エ 研修教材（内閣府）

職務関係者に共通の基礎的事項については、各機関で共通認識を持つ必要があることから、これらの基礎的事項について、内容を統一した教材を作成することが必要である。教材の作成に当たっては、取組先進国等の研修マニュアルを参考にしたり、被害者保護に携わる民間団体等の意見を参考にすることが有効である。

## (2) 都道府県、市町村に対する要請

都道府県、市町村に対し、職務関係者に対する研修について以下のことを要望する。

- 職務関係者に対し、都道府県、市町村で実施する研修に加え、国が実施する研修や民間団体が実施する研修など、あらゆる機会を通じて、研修の充実を図る。
- 単発の研修のみでなく、職務関係者に対し、それぞれのレベルに応じた研修を何度も繰り返し実施する。
- 講義形式の研修も必要であるが、そのみでは偏った知識しか得られないことから、ロールプレイ方式やケーススタディなどを取り入れた実践的な研修を行う。
- 被害者保護の現場に足を運んだり、民間団体の関係者等、被害者保護の現場で働く人の話を聞いたりする機会を積極的に設ける。

## 6 広報啓発の推進

配偶者からの暴力の問題については、それを防止する社会の認識が重要となるが、多くの人が「配偶者からの暴力は犯罪とならない」「一部の人の問題である」「被害者にも悪い点がある」「夫婦げんかだから他人がかかわるべきではない」などといった誤った認識を有しているのが現状であり、これを是正していく必要

がある。

法律では、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、支援センターや警察官に通報するよう努めることと規定されている。

このような点においても、この問題に対する国民の理解と協力が必要となることから、広報啓発活動を積極的に行うことが求められている。

現在、関係府省庁において、法律の施行に向けて、政府広報など各種媒体を活用し、効果的な広報啓発に努めている。

#### ●関係府省庁の取組状況●

- これまで位置付けがあいまいであった「女性に対する暴力をなくす運動」について、平成13年6月5日、その実施を男女共同参画推進本部決定とし、政府を挙げた取組に格上げ。運動の実施時期は、全国的に11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間に統一（内閣府）。
- 平成13年11月25日にシンポジウムを開催し、この法律に関する問題を大きく取り上げる予定（内閣府）。
- 平成13年6月、法律に規定された制度を利用する人を対象とした、平易で分かりやすいQ&Aを作成（内閣府）。
- 内閣府のホームページを活用し、法律の全文、法律の英訳、概要、チャート、Q&Aを紹介（内閣府）。
- 平成13年8月、法律の内容を分かりやすく解説した、カラー刷りパンフレットを約60,000部作成し、都道府県等の関係機関に配付（内閣府）。
- 法律のパンフレット（英語版）を作成（内閣府）。
- 法律の内容を分かりやすく解説したビデオを約12,000本作成し、都道府県等の関係機関に配付予定（内閣府）。
- テレビ、ラジオの政府広報番組や広報雑誌を積極的に活用し、法律の内容等の周知に努力（内閣府）。
- 12月4日から10日まで実施されている人権週間を中心に、講演会、シンポジウムの開催や啓発冊子の配付等、各種広報啓発活動を実施（法務省）。
- 平成11年3月までに改訂した、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領において、男女の平等と相互の理解・協力に関する内容を充実（文部科学省）。
- 平成12年12月、女性に対する暴力の根絶に向けたパンフレットを作成し、都道府県教育委員会等の関係機関に配付（文部科学省）。
- 大学において、女性学等に関連する科目を開設（文部科学省）。

#### (1) 法律の円滑な施行に向けて（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）

関係府省庁においては、政府広報の積極的な活用のみならず、幅広いメディアを通じて、この問題に関心のない人にも内容が伝わるような広報啓発を工夫して行う必要がある。その際、被害者の心情に配慮することが必要となる。

また、毎年11月12日から25日の間に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」を積極的に活用し、配偶者からの暴力に関する社会の意識啓発に努めることが必要である。

なお、広報については、幅広く一般に配偶者からの暴力について知ってもらうためのものと、被害者に対し、相談機関の連絡先等具体的情報を知ってもらうためのものの両方が必要であり、広報を行うに当たっては、その目的を明確にする必要がある。

また、日本に在住する外国人の中にも被害を受けている人がいることから、外国人に向けた広報についても配慮する必要がある。

## (2) 都道府県、市町村に対する要請

都道府県、市町村に対し、社会全体への周知の徹底に関して、以下のことを要望する。

- 各地域において、相談窓口や一時保護施設の具体的な情報を、夫の目に付かないよう小さくまとめたカードや電話番号切り取り式ポスターなどを工夫して作成し、効果的な配布方法を検討する。
- 都道府県、市町村の隅々まで情報が行き渡るように配慮する。

## 3 男女共同参画会議における監視の実施方針（平成13年10月3日男女共同参画会議決定）

### 1. 本方針の目的

本方針は、男女共同参画会議が、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第22条に基づき、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視するに当たり、当面の基本的な実施方針を定めるものである。

### 2. 監視の目的

男女共同参画会議が行う監視は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、書面調査、説明聴取等により実態を的確に把握すること、内容及び進捗状況等について評価を行うこと、及び必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が着実かつ効果的に図られるよう促進することを目的とする。

### 3. 監視の対象

男女共同参画会議は、以下のものを対象として監視を実施する。

- (1) 「男女共同参画基本計画」（平成12年12月12日閣議決定。以下「基本計画」という。）に盛り込まれた施策の実施状況
- (2) その他男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況

### 4. 監視の観点

男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、以下の観点から監視する。この場合、個々の施策の特性等に応じて、必要となる観点を適用するものとする。

- (1) 施策を具体化するための手段としてどのような事務事業を実施するのか。また、それらは基本法に示される基本理念や基本計画等に適合した内容となっているか。
- (2) 施策の実施による所期の効果が得られているか。また、施策の効果が適に把握され、それを踏まえた施策の推進が図られているか。
- (3) 施策の効率のかつ効果的な実施方法が採られているか。（例えば、社会資源が有効に活用されているか、関連する分野における施策との連携の確保や総合的な推進が図られているか、便益が及ぶべき者に便益が及んでいるか等）
- (4) 施策の実施（事務事業の企画立案及び実施を含む。）に当たり、国民への説明、関係者からの意見聴取等、透明性の確保や施策に対する国民の信頼と理解の確保のための手段が採られているか。
- (5) 施策の実施（事務事業の企画立案及び実施を含む。）に当たり、男性・女性双方のニーズの把握、なお現実に存在する男女の社会における様々な立場の考慮など、男女共同参画社会の形成促進の視点がその

運営方法に盛り込まれているか。

## 5. 基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視

男女共同参画会議は、以下の区分により、計画的な監視を行う。

### (1) 府省統一的な施策の実施状況の監視

広く政府全体としての取組が求められている施策（国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進、男女共同参画の視点に立った統計調査等の充実、国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進等）について、順次、各府省における実施状況を監視する。

### (2) 各府省が複数又は単独で担当する施策の実施状況の監視

各府省が複数又は単独で担当する施策について、順次、関係府省における実施状況を監視する。

複数の府省（部局）が講ずる施策である場合又は関連する施策がある場合は、府省（部局）間又は施策間の連携が確保され、効率的な推進が図られているかという点に特に留意する。

なお、各府省において当該施策に係る政策評価が実施されている場合は、その結果を参考にするものとする。

## 6. その他男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視

男女共同参画会議は、基本法第22条に基づき内閣総理大臣及び関係各大臣に述べた意見に係る施策等であって、閣議又は男女共同参画推進本部等において決定されたものについて、順次、その実施状況を監視する。

この場合、府省統一的な施策については5.（1）に準じ、各府省が複数又は単独で担当する施策については5.（2）に準ずることとする。

## 7. 監視の実施手順等

### (1) 書面調査

男女共同参画会議は、5. 及び6. に該当する施策の実施状況及び実施予定等について、基本法第12条に定める年次報告等、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る予算額調べその他の資料の活用により、毎年度定期的に、書面による調査を行う。内閣府男女共同参画局においては、関係各府省等と協力しつつ、監視に必要な情報を収集・整理する。

### (2) 説明聴取

男女共同参画会議は、毎年度、重点的に監視する施策を定め、苦情処理・監視専門調査会（男女共同参画会議が特定の施策の実施状況の監視を行う専門調査会を別に指定する場合は、当該専門調査会）において関係各府省から説明を聴取する。

重点的に監視する施策については、原則として各年度の当初に定めることとするが、必要があると認めるときは随時定めることができる。

重点的に監視する施策を定めるに当たっては、次の施策を優先的に取り上げるものとする。

ア. 基本法第22条に基づく男女共同参画会議の意見等を踏まえ、必要な措置を早急に講ずることが求められている施策

イ. 府省統一的な施策で、政府全体としての取組が求められているもの

### (3) 評価及び意見

男女共同参画会議は、(1) 及び(2) の結果に基づき、対象施策の実施状況について、4. に掲げる観点から評価を行い、その結果、必要と認めるときは、重要性、緊急性等も勘案し、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるものとする。さらに、男女共同参画社会の形成促進の観点から注目すべき内容又は運営方法を有する施策についても紹介するものとする。

なお、男女共同参画会議は、対象施策の効果の定量化による評価に努めるものとするが、それが困難な

場合においては定性的に評価するものとする。苦情処理・監視専門調査会等においては、対象施策の進捗状況等についての的確に評価を行うための手法に関する調査検討を大学、研究機関等における研究成果にも留意しつつ継続的に行う。

#### 8. 雑則

- (1) 男女共同参画会議は、本実施方針に基づき実施した監視の結果を公表する。また、男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について国民からの意見を随時受け付け、その後の監視活動の参考とし、必要に応じ見直しを行う。
- (2) 本実施方針については、社会経済情勢の変化、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況、評価手法に係る知見の集積等を踏まえて、必要と認めるときは、見直しを行う。

#### 4 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する平成13年度の活動方針について（平成13年10月3日男女共同参画会議決定）

平成13年度において、男女共同参画会議が重点的に監視を行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、「国の審議会等委員への女性の参画の促進」、「女性国家公務員の採用・登用等の促進」及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月6日閣議決定）に係る施策」とする。



## 参考資料5 男女共同参画推進本部の設置について

平成6年7月12日 閣議決定

平成10年12月15日 一部改正

平成12年12月26日 一部改正

- 1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長 内閣総理大臣  
副本部長 内閣官房長官  
本部員 特命担当大臣  
          国家公安委員会委員長  
          防衛庁長官  
          総務大臣  
          法務大臣  
          外務大臣  
          財務大臣  
          文部科学大臣  
          厚生労働大臣  
          農林水産大臣  
          経済産業大臣  
          国土交通大臣  
          環境大臣

- 3 本部の会議について、本部員を補佐するとともに、関係行政機関においてその所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整の事務を担当させるため、本部に男女共同参画担当官（以下「担当官」という。）を置く。

担当官は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

- 4 関係行政機関相互間の機動的な連携を図るため、本部に男女共同参画担当官会議を設置する。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 昭和50年9月23日の閣議決定に基づき総理府に設置された婦人問題企画推進本部は廃止する。

## 参考資料6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実

用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第4部

### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

#### 第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当



事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 参考資料7 男女共同参画推進連携会議の開催について

平成8年8月6日 内閣官房長官（女性問題担当）決定  
 平成13年1月6日 一部改正  
 平成13年5月16日 一部改正

- 1 男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、もって男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進するため、「男女共同参画推進連携会議」（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議は、内閣官房長官（男女共同参画担当大臣）が依頼する各界各層の有識者をもって構成する。
- 3 前項の規定により依頼される者（以下「議員」という。）の依頼期間は、2年とする。
  - 一 補欠の議員の依頼期間は、前任者の残りの依頼期間とする。
  - 二 議員は、これを再度依頼することができる。
- 4 会議には、議長及び副議長を置き、議長及び副議長は、議員により互選されるものとする。
- 5 会議の庶務は、男女共同参画局総務課において処理する。
- 6 その他の会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

### 附 則（平成13年5月16日決定）

この決定の際現にこの決定による改正前の「男女共同参画推進連携会議の開催について」第2項の規定により依頼された議員である者の依頼期間は、改正後の「男女共同参画推進連携会議の開催について」（以下「新決定」という。）第3項（各号列記以外の部分に限る。）の規定にかかわらず、この決定の日以降最初に新決定第2項に基づき議員が依頼される日までとする。

### 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）名簿（平成14年4月現在）

（82名・50音順）

#### （有識者）

石原 信雄	（財）地方自治研究機構理事長 前内閣官房副長官
小泉 清子	（株）鈴乃屋代表取締役会長
佐藤 洋子	ジャーナリスト
椎名 武雄	日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問
篠塚 英子	お茶の水女子大学教授・学長補佐
袖井 孝子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
利谷 信義	東京経済大学現代法学部教授
富岡 恵美子	弁護士
中村 道子	前国連N G O国内婦人委員会委員長
西川 潤	早稲田大学政経学部教授
浜田 広	（株）リコー代表取締役会長
グレン・S・フクシマ	日本ケイデンス・デザイン・システムズ社社長
松本 侑壬子	十文字学園女子大学社会情報学部教授
三隅 佳子	北九州市立女性センター“ムーブ”所長
村上 政敏	（株）時事通信社代表取締役社長
目黒 依子	上智大学文学部社会学科教授

(団体推薦)

(財) あしたの日本を創る協会 常任理事	勝 部 三枝子
(社) ガールスカウト日本連盟 事務局長	松 本 泰 子
(社) 経済団体連合会 社会本部企業・社会グループ長	伊 藤 一 秀
(社) 経済同友会 常務理事	岡 部 好 夫
公立大学協会 (横浜市立大学商学部助教授)	小 玉 亮 子
国際協力事業団・青年海外協力隊 事務局長	金 子 洋 三
国際ソロプチミストアメリカ 日本5リジョン代表	市 橋 静 枝
(社) 国際婦人教育振興会 事務局長	矢 崎 美恵子
国際ロータリー (第2750地区) 理事	丸 山 宏
国立大学協会 (お茶の水女子大学長)	本 田 和 子
JA全国女性組織協議会 事務局長	野 口 洋 子
主婦連合会 専門委員	富 野 七 子
全国漁協婦人部連絡協議会 事務局責任者	石 山 新 悟
全国更生保護婦人連盟 副会長	榊 野 文 子
全国高等学校長協会 全国普通科高等学校長会事務局長	川 端 春 生
(社) 全国高等学校PTA連合会 副会長	渡 邊 綾 子
全国公立短期大学協会 (神奈川県立栄養短期大学長)	鈴 木 忠 義
全国国公立幼稚園長会 渉外部長	酒 井 幸 子
全国市長会 総務部長	磯 部 義 正
(社福) 全国社会福祉協議会 常務理事	松 尾 武 昌
全国女性税理士連盟 東日本支部副支部長	飯 塚 やよひ
全国人権擁護委員連合会 理事	野 中 邦 子
全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長	松 下 直 子
全国知事会 調査第一部長	石 上 卓
全国町村会 総務部長	山 崎 和 夫
全国都道府県教育委員会連合会 事務局長	洪 井 信 和
全国婦人相談員連絡協議会 婦人相談員	北 山 信 子
(財) 全国防犯協会連合会 専務理事	中 野 公 義
(社) 全国保護司連盟 副会長	宮 野 修
全国幼稚園教育研究協議会 事務局長	塩 美佐枝
全国林業研究グループ連絡協議会 女性会議副代表	高 村 幸 子
全国連合小学校長会 理事	荒 木 喜久子
全日本私立幼稚園連合会 会長	三 浦 貞 子
全日本中学校長会 会計部副部長	鈴 木 博 子
(社) 大学婦人協会 理事・会長	山 本 和 代
(社) テレコムサービス協会 事務局長	久和野 泰 之
(社) 日本看護協会 監事	井 部 俊 子
(財) 日本キリスト教女子青年会 副会長	金 剛 静 慧
(財) 日本キリスト教婦人矯風会 会長	高 橋 喜久江
日本経営者団体連盟 政策委員 (東京ガス(株)取締役会長)	安 西 邦 夫
(社) 日本ケーブルテレビ連盟 理事長代行・専務理事	清 水 卓
(社) 日本広告業協会 専務理事	大 畠 邦 彦
(社) 日本雑誌協会 専務理事・事務局長	勝 見 亮 助

(社) 日本女医会 理事	松 井 ひろみ
日本商工会議所・全国商工会議所女性会連合会副会長	尾 崎 公 子
日本女性薬剤師会 副会長	塩 川 昭 子
(社) 日本書籍出版協会 専務理事	五 味 俊 和
日本女性科学者の会 会長	鈴 木 益 子
日本女性法律家協会 副会長	奈 良 ル ネ
日本私立大学団体連合会 (日本女子大学学長・理事長)	後 藤 祥 子
日本私立短期大学協会 (郡山女子大学短期大学部 学長・理事長)	関 口 富 左
(社) 日本新聞協会 総務部長	今 田 昭
日本生活協同組合連合会 理事	渡 辺 光 代
日本青年団協議会 社会女性部局員	渡 邊 桂 子
日本汎太平洋東南アジア婦人協会 会長	バックス 幸子
日本ヒーブ協議会 第23期会長	江 川 隆 子
日本BPW連合会 前会長	平 松 昌 子
(社) 日本PTA全国協議会 事務局長	坂 内 和 子
日本婦人有権者同盟 副会長	大 槻 勲 子
日本弁護士連合会 両性の平等に関する委員会	齊 藤 誠
日本放送協会 労務・人事室 [人事] 部長	石 渡 良 夫
(社) 日本民間放送連盟 事務局次長兼会長室長	工 藤 俊一郎
日本労働組合総連合会 中央執行委員	増 田 滋
(社) ニュービジネス協議会 常務理事	春 名 卓
婦人国際平和自由連盟日本支部 会長	杉 森 長 子
(財) ボーイスカウト日本連盟 常務理事	上 島 真一郎

## 参考資料 8 男女共同参画・女性関係法令一覧

成立年月日 公布年月日 施行年月日	法令名	内容
13. 4. 6 成立 13. 4.13 公布 13.10.13 施行 14. 4. 1 施行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）	配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した最初の法律であり、同法により被害者の相談、一時保護等を行う配偶者暴力支援センターや裁判所が加害者に対して発する保護命令（命令違反には刑罰を科す）の制度が新設された。
13. 6.14 成立 13. 6.20 公布 13. 7.20 施行 13. 9.20 施行 14. 4. 1 施行	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）	児童買春の温床となっていた電話異性紹介営業（いわゆるテレホンクラブ営業）に対する規制を整備するとともに、映像送信型性風俗特殊営業に関する規制を強化した。
13. 6.22 成立 13. 6.29 公布 13. 6.29 施行	水産基本法（平成13年法律第89号）	「女性の参画の促進」を規定し、国は、女性の水産業における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって水産業及びこれに関する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進することとした。
13. 6.29 成立 13. 7.11 公布 13.10. 1 施行	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）	女性労働者を含む労働者と事業主との間の個別紛争について、都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会のあっせん等により、迅速適正な解決を図ることとした。
13.11. 9 成立 13.11.16 公布 13.11.16 施行 14. 4. 1 施行	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第118号）	子育てのための時間の確保の推進等子育てをしながら働き続けることのできる環境を整備するため、育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止、育児又は家族介護を行う労働者の時間外労働の制限、勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢の引上げ、子の看護のための休暇の措置等の規定を盛り込んだ。
13.11.26 成立 13.11.30 公布 13.12. 1 施行 (ただし、認可外保育施設に関する監督強化等、保育士資格の法定化については政令で定める日に施行)	児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）	認可外保育施設に対する監督の強化等、保育資格の法定化及び児童委員活動の活性化を図ることとした。

成立年月日 公布年月日 施行年月日	法令名	内容
13.11.30 成立 13.12.7 公布 14.4.1 施行	国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第142号）	育児休業の対象となる国家公務員の養育する子の年齢を3歳未満（現行は1歳未満）に引き上げるとともに介護休暇の取得期間を連続する6月の期間内（現行は連続する3月の期間内）に延長する等の所要の措置を講じた。
13.11.30 成立 13.12.7 公布 14.4.1 施行	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第143号）	育児休業の対象となる地方公務員の養育する子の年齢を3歳未満（現行は1歳未満）に引き上げる等の所要の措置を講じた。
13.11.30 成立 13.12.7 公布 14.4.1 施行	裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第144号）	育児休業の対象となる裁判官の養育する子の年齢を3歳未満（現行は1歳未満）に引き上げる等の所要の措置を講じた。

## 参考資料 9 男女共同参画に関する行政関係年表

年月日	国の動き	年月日	国際機関、民間団体等の動き
13. 4. 2	「農山漁村研究・技術開発戦略」策定 (農林水産省)		
13. 4. 3	男女共同参画会議「基本問題専門調査会」「女性に対する暴力に関する専門調査会」「苦情処理・監視専門調査会」「影響調査専門調査会」設置，仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会「検討状況報告」(内閣府)		
13. 5 ~8	各府省男女共同参画推進本部の設置		
13. 5.21	「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」発出 (人事院)		
13. 6. 1 ~6.30	第16回「男女雇用機会均等月間」(厚生労働省)		
13. 6. 5	男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」，「女性に対する暴力をなくす運動について」決定		
13. 6. 8	「平成12年度年次報告書」(公務における男女共同参画の実現を目指して)国会及び内閣に提出，公表 (人事院)		
13. 6.19	男女共同参画会議「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」決定 (内閣府)		
13. 6.22	「平成12年度男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告」及び「平成13年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」(平成13年版男女共同参画白書)国会提出，公表 (内閣府)		
13. 6.23 ~ 6.29	第1回「男女共同参画週間」(内閣府)	13. 6.25 ~ 6.27	国連エイズ特別総会開催 (ニューヨーク) (外務省)
13. 7. 6	「仕事と子育ての両立支援策について」閣議決定	13. 7. 2 ~ 7.20	第25回女子差別撤廃委員会開催 (ニューヨーク) (外務省)
		13. 8.31 ~ 9. 7	「人種主義・人種差別・外国人排斥およびそれに関連する世界会議」開催 (ダーバン) (外務省)

年月日	国の動き	年月日	国際機関，民間団体等の動き
13.10.1 ～10.31	第7回「仕事と家庭を考える月間」（厚生労働省）		
13.10. 3	男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」・「男女共同参画会議における監視の実施方針」・「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する平成13年度の活動方針について」決定（内閣府）		
13.10.11	男女共同参画会議基本問題専門調査会「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」（内閣府）		
13.10.26	「森林・林業基本計画」策定（農林水産省）		
13.11. 1 ～11.10	第17回「パートタイム労働旬間」（厚生労働省）		
13.11.12 ～11.25	平成13年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施（内閣府）	13.11.30	「全国女性農業者子育て会議」開催（農林水産省）
		13.12.17 ～12.20	第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議開催（横浜）（外務省）
		14. 1.14 ～ 2. 1	第26回女子差別撤廃委員会開催（ニューヨーク）（外務省）
		14. 1.23 ～ 1.25	「食糧安全保障確立支援事業ワークショップ」開催（テーマ：食糧の安定的確保に果たす農村女性の役割とエンパワーメント）
14. 2. 5	「パート労働の課題と対応の方向性」（パートタイム労働研究会中間とりまとめ）公表（厚生労働省）	14. 3. 4 ～ 3.15	第46回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）（外務省）
		14. 3. 6 ～ 3. 7	第7回「全国青年・女性漁業者交流大会」開催（全国漁業協同組合連合会主催）
		14. 3. 7	第15回「農山漁村女性の日記念行事」開催（農林水産業関係の8つの女性団体の主催）
14. 3.26	「水産基本計画」閣議決定（農林水産省）		
14. 3.27	「平成13年版働く女性の実情」公表（厚生労働省）		



## 参考資料10 主な男女共同参画関係調査一覧

国の動き	調査実施年月日	国際機関、民間団体等の動き	資料作成発表年月
(内閣府関係) 選択的夫婦別氏制度に関する世論調査	13年 5月	全国20歳以上の男女5,000人	13年 8月
配偶者等からの暴力に関する有識者アンケート調査	14年 1～2月	全国の有識者等5,000人	14年 4月
(総務省関係) 女性地方公務員の登用、職域拡大に向けた地方公共団体の取組について	13年 4月	地方公共団体（都道府県・市町村・特別区）	13年 9月
(厚生労働省関係) 母体保護統計報告	23年以降 毎年実施	各都道府県	毎年10月
女性雇用管理基本調査 12年度	12年10月	全国の9大産業に属する30人以上規模の約7,000社	13年 7月
女性雇用管理基本調査 13年度	13年10月	全国9大産業に属する30人以上規模の約9,000事業所	14年 5月
家内労働実態調査	毎年10月	一定の方法により抽出した全国の委託者及び家内労働者	毎年 5月
家内労働概況調査	毎年10月	全国の家内労働者数、委託者数等及び、危険有害業務に従事する家内労働者	毎年 5月
(農林水産省関係) 女性の経営参画促進に関する法人実態調査	13年 7月	(社)日本農業法人協会会員の農業法人の女性役員	13年10月
家事・育児等に関する取り決めのある家族経営協定の締結例（農林漁業現地情報）	13年 9～10月	家族経営協定を締結している農（林漁）家（261事例）	14年 4月
(人事院関係) 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する意識調査	13年 2月	国家公務員の管理職員約800人、女性職員約800人及び女性退職者約540人	13年 5月

(注) 平成13年度に実施又は公表されたものについて掲載している。

## 参考資料11 各府省男女共同参画推進本部主管課一覽

府省部（局）課名	電話番号	
	代 表	直 通
内閣府男女共同参画局総務課	(5253) 2111 内83706	(3581) 5003
警察庁長官官房総務課	(3581) 0141 内2147	—
防衛庁人事・教育局人事第二課	(3268) 3111 内20681	(5229) 2146
金融庁総務企画局総務課	(3506) 6000 内3138	(3506) 6026
総務省大臣官房企画課	(5253) 5111 内5156	(5253) 5156
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	(3580) 4111 内2887	(3592) 7007
外務省総合外交政策局国際社会協力部人権人道課	(3580) 3311 内3928	(6402) 2554
財務省大臣官房審議官室	(3581) 4111 内5455	(3581) 7934
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課	(5253) 4111 内3268	(3592) 1582
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課	(5253) 1111 内7827	(3595) 2491
農林水産省経営局女性・就農課	(3502) 8111 内4332	(3502) 6600
経済産業省大臣官房企画課政策企画室	(3501) 1511 内2132	(3501) 0650
国土交通省総合政策局政策課	(5253) 8111 内24223	(5253) 8256
環境省総合環境政策局総務課	(3581) 3351 内6216	(5521) 8227
人事院事務総局総務局参事官	(3581) 5311 内2134	(3581) 0686